

ジブラルタ生命の 指定代理請求特約

特約保険料は
必要
ありません

受取人ご本人が保険金等を請求できない事情があるとき、
代理人が請求いただける特約です。

保険金や給付金等の請求ができない場合

ケース①

お客さま(受取人)が
重度の障害状態などで、
ご自分の意思を
伝えられない場合



ケース②

お客さま(受取人)が
医師から、
がんなど病名の告知を
受けていない場合



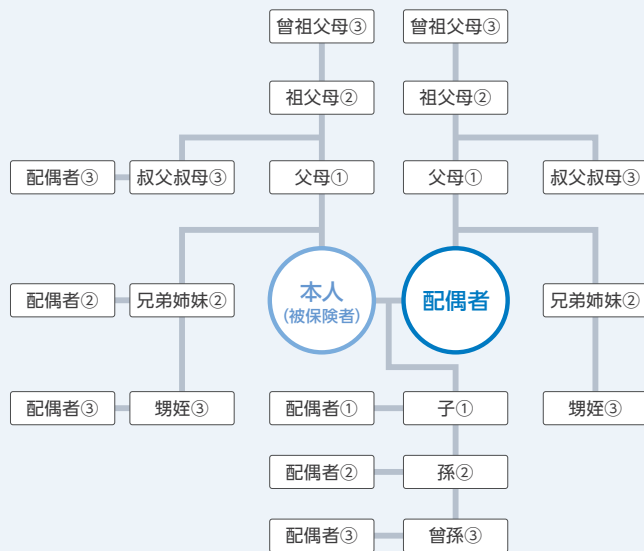
指定代理請求人による請求が可能です!

1 あらかじめ契約者が
指定した代理人の方から
保険金等の請求ができます。

指定できる指定代理請求人は
つぎの範囲内です。

- ①主契約の被保険者の戸籍上の配偶者
- ②主契約の被保険者の3親等内の親族

2 主契約の被保険者が受取人
となる、ほとんど全ての保険
金等が対象となります。



○ 数字は親等数を表す

ご検討にあたってご確認いただきたい事項を裏面の「くわしくは…」に記載していますのでご覧ください。



指定代理請求制度について

●契約者が主契約の被保険者の同意を得て、指定代理請求特約を付加し、指定代理請求人を指定することにより、所定の保険金等の受取人が保険金等を請求できない事情があるときに、保険金等の受取人にかわり指定代理請求人が請求を行うことができる制度です。

指定代理請求人について

- 指定代理請求人は1名とし、保険金等の請求時においても表面の①の①または②の範囲内であることが必要です。
- 契約者は、主契約の被保険者の同意を得て、表面の①の①または②の範囲内で指定代理請求人を指定・変更することができます。
- この特約による代理請求を確実にするため、指定代理請求人を指定・変更した場合、指定代理請求人になられた方に対して、必ず「指定した」ことをお伝えください。

代理請求できる保険金等について

- この特約の対象となる保険金等はつぎの範囲内となります。
 - ①主契約の被保険者と受取人が同一人である保険金等
 - ②主契約の被保険者と契約者が同一人である場合の保険料の払込免除
- ※保険金等には、給付金、年金等を含み、給付の名称のいかんを問いません。

代理請求が可能なケースについて

- 指定代理請求人による代理請求
 - ①保険金等の受取人が保険金等の請求を行う意思表示が困難であると当社が認めた場合
 - ②保険金等の受取人が当社が認める傷病名の告知を受けていない場合
 - ③その他、①または②に準じる状態であると当社が認めた場合
- 保険金等の受取人の戸籍上の配偶者等による代理請求

上記①～③のいずれかに該当し、さらに指定代理請求人による代理請求ができない、つぎのいずれかに該当する場合には保険金等の受取人の戸籍上の配偶者（戸籍上の配偶者がいない場合には、その受取人と生計を一にする者）が保険金等の受取人の代理人として保険金等を請求することができます。

 - ①指定代理請求人が保険金等の請求時において、すでに死亡している場合
 - ②指定代理請求人が保険金等の請求時において、表面の①の①または②の範囲外である場合
 - ③指定代理請求人が指定されていない場合

その他

- この特約を付加している場合、すでに締結した主契約または特約において、保険金等の受取人の生存中における代理請求を認める規定がすでにある場合であっても、その規定を適用せず、本特約の規定によりお取扱いします。
- すでにご契約いただいているお客さまもこの特約を中途付加していただくことで、ご利用いただけます。
- 保険金等の受取人が法人の場合、この特約は付加できません。



当パンフレットには、商品の仕組みや特徴をわかり易くご案内するために商品の概要を記載しています。

詳細については、必ず「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

なお、当パンフレットに記載しているお取扱いについては、実際にお取扱いを行う時点における、当社所定の範囲内でのお取扱いとなります。

「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」は、商品内容の詳細や「保険金等をお支払いできない場合」などのお客さまにとって不利益となる事項、ご契約についての大切な事項などを記載したものです。



ジブラルタ生命保険株式会社

本社 / 〒100-8953 東京都千代田区永田町 2-13-10

コールセンター **0120-37-2269** (通話料無料)

ジブラルタ生命のホームページ <https://www.gib-life.co.jp/>

UD FONT 見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。